

自 治 基 本 条 例 懇 話 会

提 言 書

平成 2 2 年 4 月

小樽市自治基本条例懇話会

目 次

はじめに	1
1 自治基本条例の必要性について	2
2 自治基本条例の在り方について	2
3 検討の進め方について	3
4 市民周知の方法について	4
おわりに	5
小樽市自治基本条例懇話会の開催状況	5
小樽市自治基本条例懇話会委員	5

はじめに

近年、全国の地方自治体では、平成12年の「地方分権一括法」に始まる地方分権の大きな流れを背景とした、自主的・自立的な自治体運営の必要性や市民意識の変化などから、自治基本条例を制定する動きが広がっています。

このような中、小樽市においても、小樽市にふさわしい自治基本条例の必要性、在り方、検討の進め方、市民周知の方法について検討するため、小樽市自治基本条例懇話会が設置され、5名の委員により平成22年1月18日に第1回の懇話会を開催して以降、同年3月29日までに合計5回の会議を開催して議論を重ねました。

懇話会では、まず、自治基本条例の意義について認識を深めることから始め、議論を積み重ねることにより各委員の総意として提言書を作成することができました。

この提言書を踏まえて、小樽市自治基本条例の策定に向けた取組を進めていただきたいと思います。

平成22年4月26日

小樽市自治基本条例懇話会

1 自治基本条例の必要性について

人口減少や高齢化が進む中、地方分権改革、政策ニーズの多様化及び市民意識の変化などから自治体運営の原則や理念、市民参加のルールや市民と行政の役割や責任を明確にすることが求められています。

これらを条例の形で具体化し、実効性をより確固たるものとすることは大きな意義があることと考えられます。

このため、市民参加や情報共有のルールを明確にすることなどにより、市における計画や指針等の策定、行政の執行など、市民が市政に対する関心を高めるとともにまちづくりへの参加が重要となっています。そこで、市民の声をまちづくりに反映させる仕組みづくりが必要となりますので、次のとおり提言します。

- ・ 市民参加によるまちづくりを進める上で、自治基本条例の制定が必要であること。

2 自治基本条例の在り方について

市民参加によるまちづくりを進める上で自治基本条例の制定が必要となりますが、自治基本条例の在り方について次のとおり提言します。

- ・ 広く市民に理解される分かりやすい条例とすること。
- ・ 条例の形態については、議会などの規定についても網羅する「総合規定型」の自治基本条例を基本に策定する方向で検討を進めていくこと。
- ・ 自治基本条例の性質として、規定する内容は普遍的、一般的なものになるが、小樽らしさや小樽市独自の課題に対する規定についても検討を進めていくこと。

3 検討の進め方について

自治基本条例の策定は、すべての市民にかかわる大きな課題であり、市民の参加により検討を進めていくことが重要です。そこで次のとおり提言します。

- 自治基本条例は、自治体の運営や理念、市民参加のルールなどを示すものであり、その策定過程においても市民の参加が不可欠である。このことから、市民等で構成する「小樽市自治基本条例策定委員会」（以下「策定委員会」という。）を設置し、検討を進めていくこと。
- 策定委員の人数は10名から15名程度として、学識経験者、各種団体からの推薦者、一般公募による参加者、市職員（自治基本条例庁内研究会の委員）により構成され、一般公募には学生枠を設けることとするほか、男女比率にもできるだけ配慮すること。
- 策定委員に就任しない市職員（自治基本条例庁内研究会の委員）については、策定委員会にオブザーバーとして参加すること。
- 策定委員会は1月に1回程度開催し、検討期間はおおむね1年間とすること。
- フォーラムやワークショップなどの開催により幅広く参加の機会を設けること。
- 次代を担う若い世代の意見を聴くことは、今後市民参加によるまちづくりを進める上で重要となることから、ワークショップについては学生等若い世代を対象としたものも開催すること。
- 市は、策定委員会の議論に資するため、積極的かつできるだけ速やかに情報提供を行うこと。
- 市は、策定委員会で協議された内容を尊重しながら自治基本条例を策定すること。

4 市民周知の方法について

自治基本条例に対する理解を深めるためには策定過程から幅広く市民周知をすることが重要ですので、次のとおり提言します。

- ・ 広報紙、ホームページによる情報提供、フォーラム、ワークショップ等の開催、パブリックコメントによる意見の募集などにより自治基本条例の策定過程から幅広く市民への周知を図ること。

おわりに

今後、策定委員会において自治基本条例の検討がなされ、小樽市にふさわしい自治基本条例が制定されることを願っています。

小樽市自治基本条例懇話会の開催状況

第1回 平成22年 1月18日

第2回 平成22年 2月 1日

第3回 平成22年 2月 8日

第4回 平成22年 2月25日

第5回 平成22年 3月29日

小樽市自治基本条例懇話会委員

(敬称略 五十音順)

氏 名	所 属
石黒 匡人 (副会長)	小樽商科大学教授
小笠原 眞結美	センチュリー・プラザ・オタル副代表幹事
佐藤 美代子	ネットワーク・らん幹事
中松 義治	小樽商工会議所専務理事
横山 純一 (会長)	北海学園大学教授